

「しまね移住体感オンラインツアー」企画運営委託業務に係る仕様書

1. 委託業務名

「しまね移住体感オンラインツアー」企画運営委託業務

2. 業務目的

本業務では、島根県への移住を検討している方々を対象に、テーマを設定してオンラインツアーを企画し、多数のツアー参加者との交流を深めながら、島根県への移住促進に繋げることを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日～令和8年3月19日（木）

4. 委託金額

5,740,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

【委託金額に含まれるもの】

- ・ツアーの運営実施にかかる費用すべて（旅費、備品費、配信費等）
- ・サイト及びWEB広告用の広報用デザイン作成費

（※但し、イベントサイト構築費及びWEB広告の費用はこれに含めない）

5. 業務内容

（1）企画策定

- ・体感ツアー全体のブランディングをし、実施に向けてスケジュール管理をすること。
- ・各回テーマを設定し、しまね暮らしを体感できるコンテンツを魅力的に実施すること。
- ・参加者が島根県への移住を具体的に検討できるように、ゲストや市町村担当者との交流の時間を設ける、移住情報を提供する等の工夫をすること。
- ・申込者の参加率を高めるために、特典を用意する等の工夫をすること。

（2）体感ツアー運営体制

- ・円滑なオンライン配信となるよう、事前収録や事前確認を行い、実施体制を構築できるように、機材・場所等の手配をすること。
- ・市町村担当者やゲストへの連絡・調整をし、開催当日までのリハーサルや資料準備等を行うこと。また、県の規定に準じて、ゲストへの謝金支払いも行うこと。
- ・申込者管理をするとともに、イベントへの問合せ対応や参加案内をすること。
- ・申込者増加を目的として、申込者の中から島根の特産品等をプレゼントする企画を設けること。対象者数は50名に加え、早期申込者の中から10名とする。
- ・魅力的なイベントとして訴求できるよう、全体ブランディングをしながら、広報用デザインの制作をすること。

- (3) イベント申込者・参加者の分析・改善
 - ・イベント申込者の属性、参加率等を分析し、イベント企画の改善・提案を行うこと。
- (4) その他、目的を達成するために企画実施する内容
 - ・3つのテーマを連続して実施することで、参加者の島根への移住を促進できる工夫をすること。

○開催日程・目標人数

	開催日（予定）	目標人数
第1回	5月頃	100人
第2回	8月頃	100人
第3回	2月頃	100人

6. 納品物

- (1) デザインデータ
 - ・各回のチラシデザイン（両面A4サイズをAI・PDFで納品すること）
 - ・広告用バナーデザイン（1080×1080px・1200×628pxをAI・JPEGで納品すること）
- (2) チラシ印刷物 各回2000部
- (3) 申込者リスト
- (4) 完了報告書

7. 財団との連携

- ・業務の実施に当たっては、財団担当者のほか、本業務に関係する者と情報共有、連絡調整及び業務改善の検討を行い、実施状況を適宜報告すること。
- ・本業務実施中において、随時、効果や検証を踏まえ、財団と協議した結果、効果的と判断される場合は、予算の範囲内で臨機応変に代替業務を実施すること。
- ・本仕様書について疑義が生じた場合、又は定めのない事項については、必要に応じて財団と受託者で協議し、対応することとする。

8. その他

- (1) 著作権について
 - ・本仕様書により作成されたデザインや写真等の全ての成果品の電子データは、財団へ提出し、成果品及びデザインや写真等のデータ等全ての著作権は財団に帰属する。また、その二次利用、再編集は財団が自由に行えることとする。
- (2) 権利関係の処理について
 - ・素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。なお、これらを怠ったこと

により、第三者の権利を侵害したときは、受託者はその一切の責任を負うこと。

- ・受託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。

(3) 個人情報の保護について

- ・個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」に基づき、適切に管理すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。また特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）を含む。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

第3 受託者は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正な方法により収集しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のため、アクセス制限の設定、個人情報が記録されている媒体の管理、個人情報を取り扱う区域（以下「取扱区域」という。）の管理、作業従事者の監督・教育その他の必要な措置を講じなければならない。

(責任体制の整備)

第6 受託者は、第5の個人情報の管理に当たっては、作業責任者及び作業従事者を定め、内部における責任体制を確保しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7 受託者は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

2 受託者は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

3 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(再委託)

第8 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、この契約による業務については自らが行い、第三者（受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受託者は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、業務の着手前に、次の各号に掲げる項目を記載した書面により再委託する旨を委託者に申請し、その承諾を得なければならない。

- (1) 再委託の相手方の名称
- (2) 再委託が必要な理由
- (3) 再委託を行う業務の内容
- (4) 再委託の相手方において取り扱う個人情報
- (5) 再委託の相手方に求める個人情報の安全管理措置の内容
- (6) 再委託の相手方の監督方法

- 3 再委託を行う場合、受託者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるものとする。
- 4 受託者は、再委託をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託先に対し適切な管理・監督をするとともに、委託者の求めに応じて、管理・監督の状況を委託者に対して適宜報告しなければならない。

(業務従事者への周知)

- 第9 受託者は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(複写又は複製の禁止)

- 第10 受託者は、この契約による業務を処理するため委託者から引き渡された個人情報が記録された資料等を委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(返還、消去及び廃棄)

- 第11 受託者はこの契約による業務を処理するために、委託者から提供を受けた個人情報又は受託者自らが取得した個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後又は契約を解除されたときは、委託者の指定した方法により直ちに委託者に返還、消去又は廃棄するものとする。

(定期報告及び緊急時報告)

- 第12 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

(監査等)

- 第13 委託者は、この契約による業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託先に対して、監査、実地検査又は調査（以下「監査等」という。）を行うことができる。受託者及び再委託先は、合理的事由のある場合を除き、監査等に協力しなければならない。

- 2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。
- 3 第1項及び第2項の規定は、再々委託の場合についても同様とする。

(漏えい等事案が発生した場合の対応)

- 第14 受託者は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生するおそれのあること（再委託先等の相手方により発生し、又は発生するおそれがある場合を含む。）を知ったときは、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報等の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時の体制及び連絡手順を定めなければならない。
- 3 委託者は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

- 第15 委託者は、受託者が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

- 第16 受託者の故意又は過失を問わず、受託者が本特記事項の内容及び法令に違反し、又は怠ったことにより、委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。